

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

交際費等と福利厚生費の区分

Q : 交際費等と福利厚生費はどのように区分したらいいのですか?

A : もっぱら従業員の慰安のために行われる一般的なレクリエーション(新年会や忘年会等)費用は、福利厚生費として交際費等から除外します。

【解説】

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいうとされ、そして、事業に関係ある者には、会社の役員や従業員、株主も含まれるとされています。

したがって、従業員に対する慰安の費用は、原則として交際費等になるのですが、すべてを交際費等としますと、世間一般に行われている新年会や忘年会までもが交際費等に該当してしまうことになり不合理なことから、もっぱら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用については、福利厚生費として交際費等から除くことになっています。ただし、この取扱いは「もっぱら従業員の慰安のために」なるものでなければなりませんので、一定の役職者だけを対象とした新年会や忘年会等は、これに含まれず、その内容に応じて取り扱われることとなります。また、この取扱いは、「通常要する費用」の程度のものでなければなりませんので、料亭での豪華な遊興など常識を超えるようなものについては適用がありません。

